

令和7年度公正取引委員会政策評価実施計画

令和7年3月31日

公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 計画期間内に実施する事後評価の対象及び事後評価の方法

(1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、次のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

○ 公正な取引慣行の推進

- ・ 取引慣行等の実態把握・改善のための提言（令和3年度から令和6年度まで）

○ 競争政策の普及啓発等

- ・ 海外の競争当局等との連携の推進（令和3年度から令和6年度まで）

(2) 法第7条第2項第2号の規定に該当する施策

該当するものはない。

(3) 法第7条第2項第3号の規定に該当する施策

該当するものはない。

3 その他

計画期間内において評価の対象とする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」（令和5年3月31日施行）に基づき、計画的に事後評価を実施する。

令和6年度行政事業レビューにおいて、本計画期間に実施する事後評価の対象について施策等がその目的の達成に貢献しているかどうかを把握・分析し、施策等のボトルネックの特定とその解消策の検討を実施した。本計画期間における事後評価の実施に当たっては、当該検討を踏まえ、改善状況の経過を把握・分析し、更なる施策等のボトルネックの特定やその解消の検討を行うことにより、施策の見直し・改善に有益な情報が得られるよう事後評価を実施する。

以上